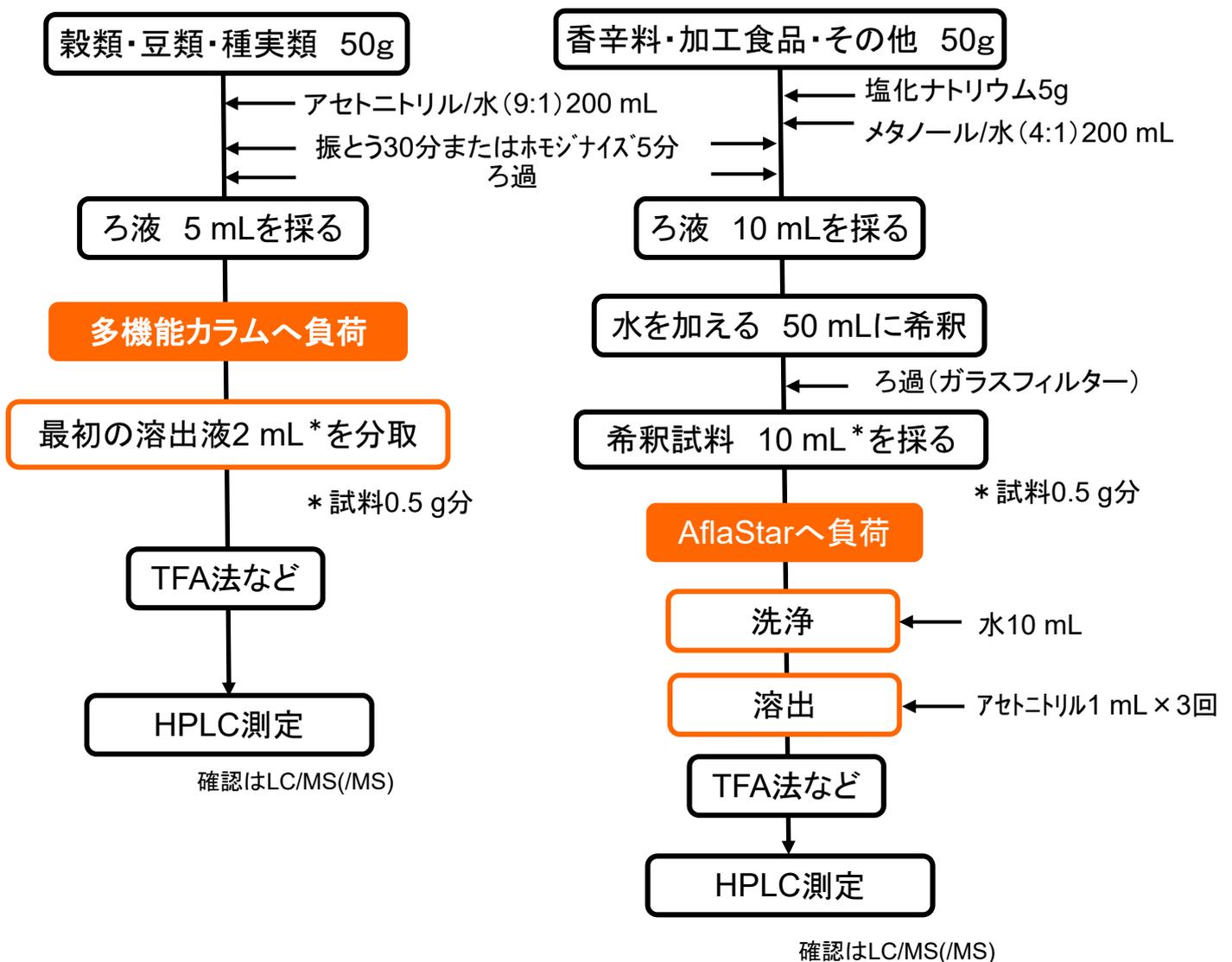


## 総アフラトキシンの試験法 (H23年厚生労働省通知法)

1. 厚生労働省 食安発0816第1号 (平成23年8月16日付け)  
「総アフラトキシンの試験法について」
2. 穀類、豆类及び種実類は多機能カラム  
香辛料や加工食品、その他多機能カラムで精製が不十分な試料はイムノアフィニティカラム
3. 試験法の妥当性を評価する
4. 多機能カラムとしてMultiSep™#228、MycoSep®#228、MycoSep®#228、MultiSep™#226、Autoprep® MF-Aが使用可能
5. イムノアフィニティカラムとしてAflaStar™が使用可能

### ■ プロトコル



## H23年総アフラトキシン通知法のポイント

1. アフラトキシンB<sub>1</sub>, B<sub>2</sub>, G<sub>1</sub>, G<sub>2</sub>の合計で10 ppbが違反
2. 抽出液は200 mL
3. アフィニティカラムの調製用抽出液はメタノール:水
4. 試験法通りでも選択性と真度(N=5)の妥当性評価をする
5. サンプルング  
食品1粒重量が0.1 gを超える場合→5 kg
6. イムノアフィニティカラムを用いた調製については  
<注解>に希釈液、抽出液について記載あり
  - ・白コショウ(希釈液)
  - ・ナツメグ等の香辛料、カカオ豆やその加工品、綿実、生ゴマ(抽出液、希釈液)
  - ・上清が2層に分離する食品(抽出液)  
→<注釈>を参考に行う場合は妥当性評価が必要

参考例

